

賠償工場施設の撤去に關する處理要領

昭二一七一一
賠償協議會決定

聯合國に對する賠償工場施設の撤去は聯合國側の指令に依り日本側の責任に於て實行せねばならぬと思はれるが、其の作業が極めればならぬ事情があるに鑑みて左記の要領に依つて遂行しな
 けて撤去作業に關する全般的計畫、運營方針の調整、請負契約基準
 の策定並に諸般の協力を圖る爲中央に關係各省及民間知識經驗
 者より成る協議機關を設置する
 右協議機關の決定する方針に基き官廳側としては、商工、大藏
 運輸等の各省に於て實施する撤去業務の綜合的運營を圖る爲の
 方途を講ずる
 施設の解体より最大限度船積迄の撤去作業の實行は原則として
 左に依つて處理せしめる
 (一) 施設の解体より梱包迄の業務は當該施設に付ての經營者又は
 工場管理擔當者（以下撤去擔當者と稱する）が解体梱包等の
 夫々の専門業者を適宜下請せしめる等の方法を以て作業を遂
 行するものとす
 (二) 爾後に於ける小運送、輸送、保管、船積等の業務に付ては當
 該貨物の荷主たるの適格者を指定し（以下取扱擔當者と稱す

二一〇七一三一三七

一度の撤去
の
準備

その撤去施設の確認評定を行はしめるものとする
施設の撤去に依り残存施設を以て生産継続不可能なる場合
當該施設の所有者等の要請ありたる場合に於て政府に於て残存
施設の保管等適當なる措置を講ずる
撤去に必要なる義務、資材（特にガソリン、荷役機械、トラクタ
ー、包装資材等）輸送、保管等に關しては關係機關に於て特別
なる措置を採る外聯合軍の強力適切なる援助を要請し撤去措置
に萬全を期する
撤去施設の具體的確定、施設の解体處理、其の他撤去の遂行に
必要なる権限を與へる爲法的措置を講ずる
施設の解体撤去に當つては受領國の受入態勢に照應して撤去作
業の先後順序を調整するの要があるから之が聯關に付て充分聯
合國側の諒解を求めめる要がある

裏面白紙

316